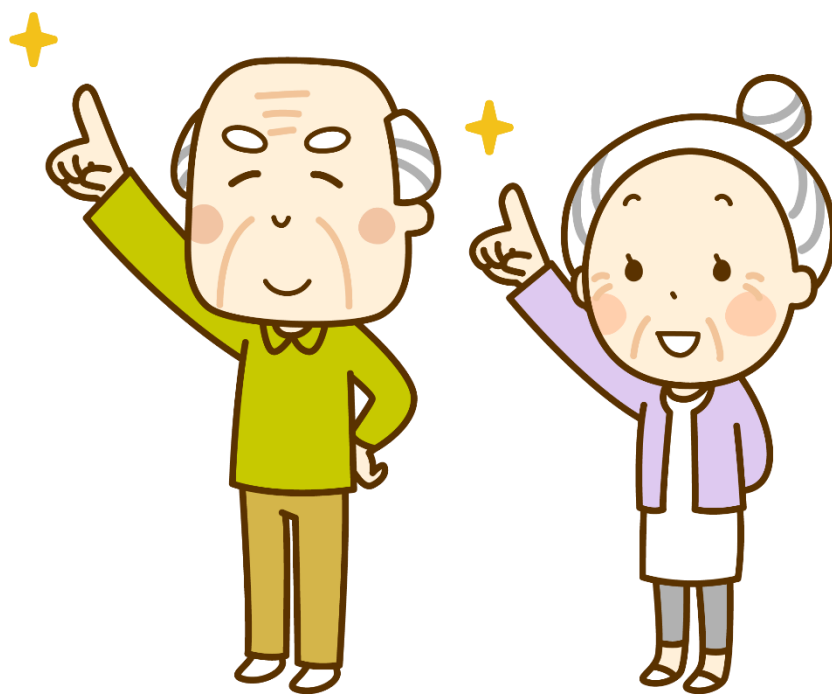


第9期
鹿追町高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画

概要版



令和6年3月
鹿追町

● 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

本町では、令和3年3月に「第8期鹿追町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、いくつになってもいきいきと健康で、生きがいを持ち、いつまでも住み慣れた地域で安心して、尊厳のある生活が続けることができるまちづくりを進めてきました。

これまで、介護保険事業と高齢者福祉施策では、介護予防の定着と「地域包括ケアシステム」の構築を目指した施策に取り組んできました。今回の第9期計画は、団塊ジュニアの世代が65歳以上になる2040年を視野に入れつつ、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指すため、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保が求められることとなります。

足下においては、これまでの経年的な変化の把握を行うとともに、高齢者の状況・意向の実態把握を行い、総合的な高齢者保健福祉施策のさらなる推進と円滑な実施を目指していく必要があります。

全国的な傾向と同様、鹿追町においても高齢者の単身・夫婦のみ世帯などの増加に伴い、生活支援の必要性も高まっています。今後は、見守り・安否確認、外出支援、家事支援などの生活支援・介護予防サービスを充実させていくとともに、認知症高齢者を地域で支えるために、早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービスを充実させていく必要があります。

「第9期鹿追町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、これまでの成果や課題、新たな国の動向を踏まえ、鹿追町らしい地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

2 計画の性格、法的位置付け

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者施策と介護保険制度を総合的に実施することにより、高齢者が住み慣れた地域で健康を維持しつつ安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的として、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づき定めています。

また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、第7期鹿追町総合計画を基本に、地域福祉の推進を目的とした鹿追町地域福祉計画、障がい者の生活全般に関わる鹿追町障がい者福祉計画等、様々な地域計画やまちづくり施策との連携をとりながら推進します。

併せて、国の方針や北海道が策定する介護保険事業支援計画や医療計画との整合性のある計画として策定します。

3 計画期間

第9期計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とし、本計画の最終年度である令和8年度に見直しを行うこととします。

令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)
第8期 鹿追町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画								
		見直し	第9期 鹿追町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画					
					見直し	第10期 鹿追町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画		

4 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

高齢者保健福祉事業及び介護保険事業は幅広い関係者の参画により、本町の特性に応じた事業の展開が期待されるため、行政機関内部だけでなく、学識経験者、福祉関係者、医療関係者、被保険者（地域住民）代表の積極的な参加を得て鹿追町老人保健福祉計画策定委員会及び介護保険事業計画策定委員会を設置します。

本計画策定委員会の構成にあたっては、被保険者（地域住民）の意見を反映させる措置を講じるため、被保険者である地域住民の代表として委員を選出するとともに各行政区や関係諸団体の意見の反映に配慮します。

(2) 町民意向の把握

地域の課題や必要となるサービスの把握や分析を行うため、下記のアンケート調査を実施し、本計画策定にあたっての基礎資料とします。また、パブリックコメントを実施し、計画の内容に関して広く町民から意見を募ります。

■アンケート調査の概要

	介護予防・日常生活圏域二ーズ調査	在宅介護実態調査
対象者	65歳以上の一般高齢者及び要支援認定者	要介護認定者及び介護者の家族（施設入所者は除く）
調査時期	令和4年9月～10月	令和4年9月～令和5年6月
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）	認定調査員による聞き取り調査
配布数	600	53
有効回収数	389	53
有効回収率	64.8%	100.0%

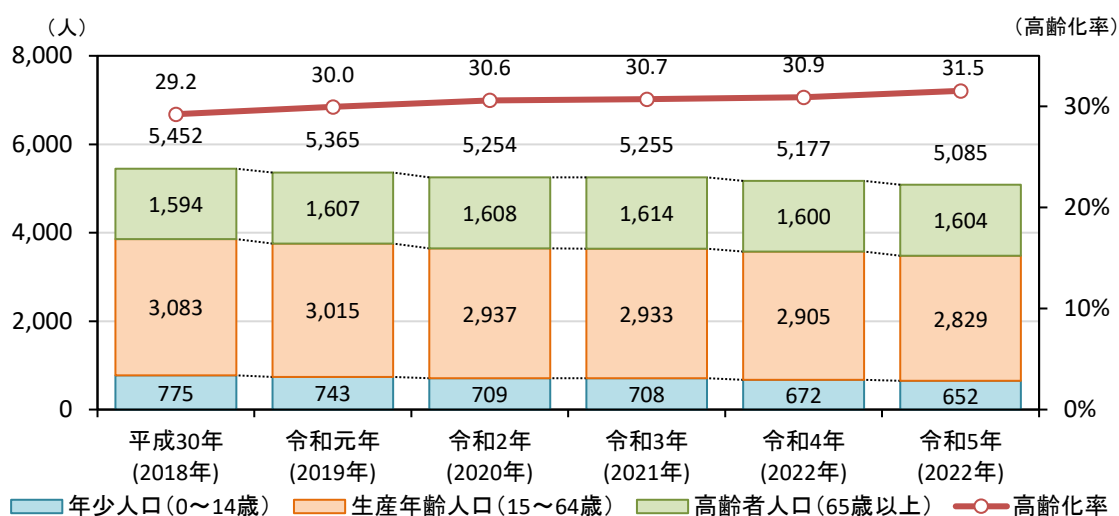
● 高齢者等の現状

鹿追町の総人口は減少が続いており、平成30年の5,452人から令和5年には5,085人まで減少しています。

増加していた高齢者人口は令和4年度に減少に転じましたが、高齢化率は伸び続けており、令和5年は31.5%となっています。

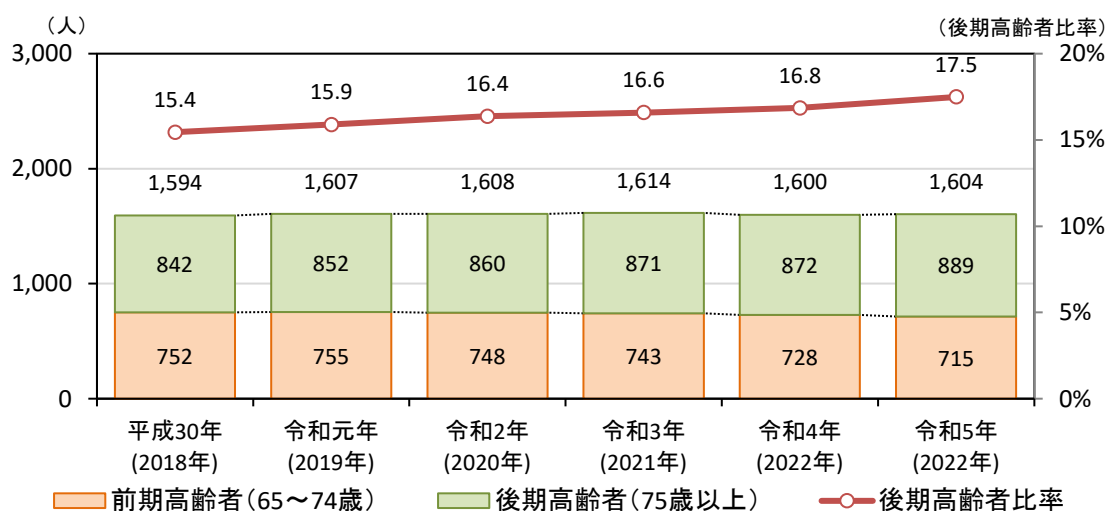
高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は令和元年から減少に転じ、後期高齢者（75歳以上）は増加が続いている状況です。総人口に占める後期高齢者の割合は継続的に上昇しており、令和5年は17.4%となっています。

■ 年齢3区分別人口の推移



[出典]住民基本台帳（各年9月末現在）

■ 前期・後期別高齢者人口の推移



[出典]住民基本台帳（各年9月末現在）

● 計画の基本理念

第7期鹿追町総合計画では、「みんなが生き生きと暮らし続けられるために、町民が支え合い、次の100年も“愛・夢・笑顔”があふれる元気なまちになって欲しい」などの願いが込められ、「愛・夢・笑顔 あふれる未来へ～支え合うまち♡しかおい～」をテーマに掲げています。計画には、先導的な役割を果たす施策である重点プロジェクトの1つとして「つながり」プロジェクトを設定し、その中で「地域包括ケアシステムを推進する体制の充実」は、本町のさらなる発展を目指すための重要施策としています。

いくつになってもいきいきと健康で、生きがいを持ち、いつまでも住み慣れた地域で安心して、尊厳のある生活を続けることができるよう、住まい・医療・介護予防・生活支援が一体的に提供される仕組みを考え、次の4つの理念に沿ったまちづくりを計画的に推進します。

— 基本理念 —

1 高齢者の意思の尊重

高齢者一人ひとりの個性とその意思を尊重し、自身の選択と決定に基づく利用者本位のサービス提供を目指します。

2 その人らしい自立した質の高い生活の実現

高齢者が、いつまでも自らの有する能力を最大限に活かし、生活を楽しみながら過ごすことができるよう積極的に支援します。

3 安心できる暮らしを支える総合的・効率的・効果的なサービス提供

日常生活に介助が必要な高齢者の把握に努めるとともに、心身の状態や日常生活の全体像を踏まえて、様々なサービスと地域住民の支え合いを総合的に勘案し、サービスを提供します。

4 町民が共に支え合う地域づくり

町民、民間団体、行政が一体となった福祉のまちづくりを実現するために、地域で見守り支え合う地域づくりを進めることで、「互助」に満ちた地域社会の構築を積極的に行います。

● 推進する施策

基本目標1 住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり

住み慣れた地域で暮らし続けていく上で必要なサービスを利用しやすくするために相談機能を充実させ、認知症の早期発見・早期対応の仕組みづくりや、家族・介護者の支援等のケア体制の推進を図ります。

また、必要な医療・介護サービスが継続的・一体的に受けられるよう、医療と介護の連携を推進するとともに、安心して日常生活を送るための生活支援サービスを充実していきます。

《推進する施策・取組》

①地域包括ケア体制の維持・確保

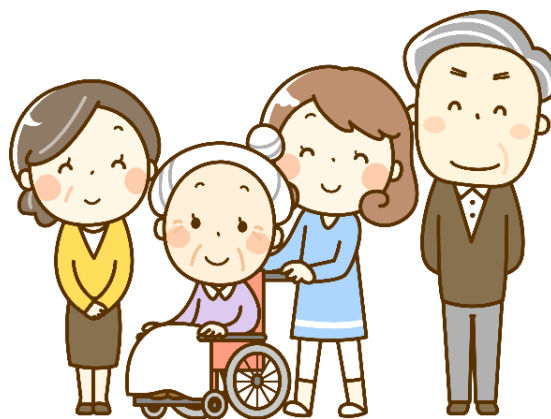
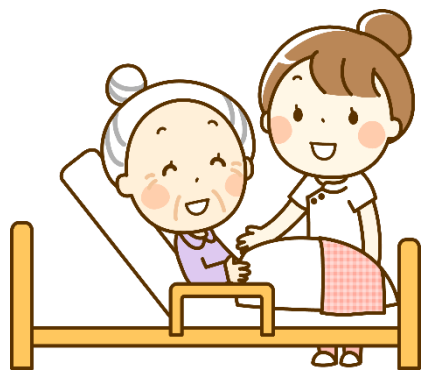
- 総合相談支援業務
- 包括的な相談支援の推進
- 民生委員・児童委員との連携
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 「人生会議」の周知・啓発
- 地域ケア会議の推進

②介護保険サービスの維持・充実

- サービス提供の基盤整備
- 専門職向け研修会等の開催
- 町民向けの講座等研修の開催
- 介護助手制度事業等の周知
- 介護給付費適正化の推進
- 介護保険サービスの情報提供
- 介護現場の生産性向上

③高齢者福祉サービスの充実

- 生活管理指導員派遣事業(ホームヘルプサービス)
- 生活管理指導短期宿泊事業(ショートステイ)
- 軽度生活援助事業
- 高齢者生活支援賃貸住宅
- 緊急通報システム
- 患者輸送バスの運行
- 高齢者バス利用助成事業
- ふれあい給食
- 敬寿祝い金
- 託老所(日曜クラブ・りぼんクラブ)
- 家族介護慰労金支給
- 経済的困窮者等への施設サービス提供



基本目標2 お互いを支え合い助け合う、思いやり豊かなまちづくり

全ての住民があらゆる世代において、高齢化が進む町の現状と向き合い、「共生」「共助」の意識のもとに、それぞれの生活の質を高めるために活用できる社会資源や有効な情報の相互提供・共有化を進め、効率的かつ効果的な地域の支援・見守りネットワークの推進を図ります。

また、認知症への理解を進める活動や、福祉や暮らしに役立つ制度などを学ぶ機会をつくり、様々な地域課題に対し、お互いを支え合い助け合う地域づくりを進めます。

併せて、今後も高齢者が尊厳を保ち安心して暮らすことができるよう、権利擁護の推進や生活安全対策を推進します。

《推進する施策・取組》

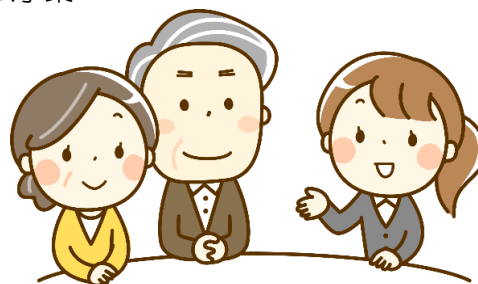
① 支え合いの体制づくり

- 生活支援コーディネーターの配置
- 協議体の設置
- 地域づくり事業の推進
- 参加支援事業の推進



② 認知症対策の推進

- 認知症初期集中支援推進事業
- 認知症地域支援・ケア向上事業
- 認知症サポーターの養成
- チームオレンジの設置検討
- 十勝徘徊・見守りSOSネットワークシステム事業
- 介護者家族交流会の開催
- 徘徊高齢者家族支援サービス事業



③ 権利擁護の推進

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
- 成年後見制度の利用促進
- 高齢者虐待防止の推進

④ 生活安全対策の推進

- 避難行動要支援者台帳の整備
- 自主防災の普及・啓発
- 防犯対策の推進
- 交通安全対策の推進



基本目標3 いきいき暮らすまちづくり

高齢者一人ひとりが健康でいきいきと暮らすことができるよう、生活習慣病や加齢・疾病による機能低下を防ぎ、早期発見や状態改善、重度化の予防を図る認知症予防・介護予防施策を推進し、要介護状態にならないための健康づくりや介護予防事業の取組を推進します。

住民同士が関わり合い、つながり合うための集いの場や交流する場づくりを起点として、自らの豊富な経験と知識を活かして積極的に社会参加することで、地域の中で高齢者が健康を維持しながら、生きがいを持って充実した生活を送ることのできるまちづくりを目指します。

《推進する施策・取組》

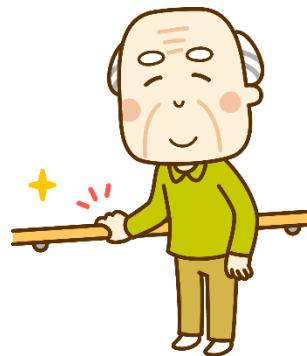
①健康づくりの推進

- 個別健康教育
- 集団教育
- 健康相談
- 特定健康診査
- 特定保健指導
- がん検診
- 骨粗鬆症健診
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- 感染症予防対策の推進



②介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- 介護予防ケアマネジメント
- 介護予防把握事業
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業



③生きがいづくりと社会参加の促進

- 高齢者育成事業（寿勤労会）の活動支援
- 老人クラブの活動支援
- スポーツ大会の開催
- 高齢者無料入浴の実施
- ひとり暮らし世帯1日芝居鑑賞の実施

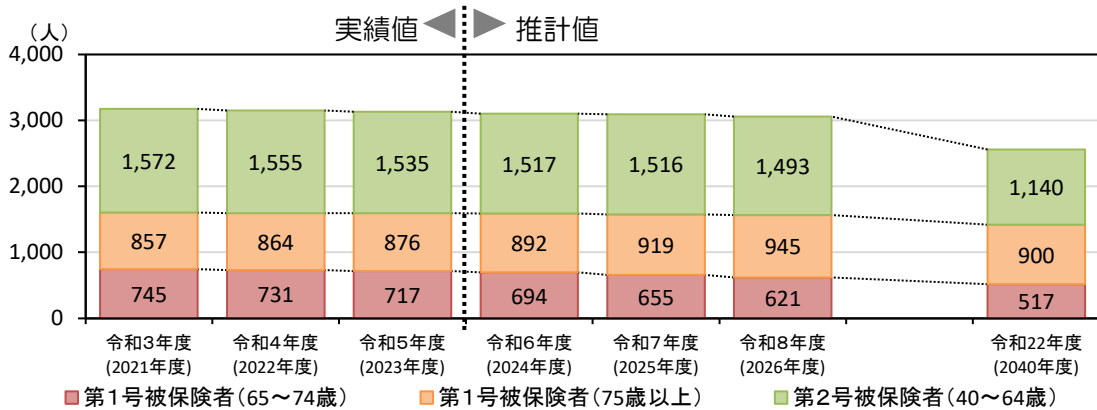


● 将来推計

1 被保険者数の推計

第1号被保険者数は年々減少傾向が続き、令和8年度は1,566人、令和22年度には1,417人となる見込みです。また、第2号被保険者数は令和8年度が1,493人、令和22年度には1,140人となる見込みです。

■被保険者数の推移



※第1号被保険者実績値：介護保険月報（令和4年度まで／各年9月末現在、令和5年度／8月末現在）

※第2号被保険者実績値：住民基本台帳（各年9月末現在）

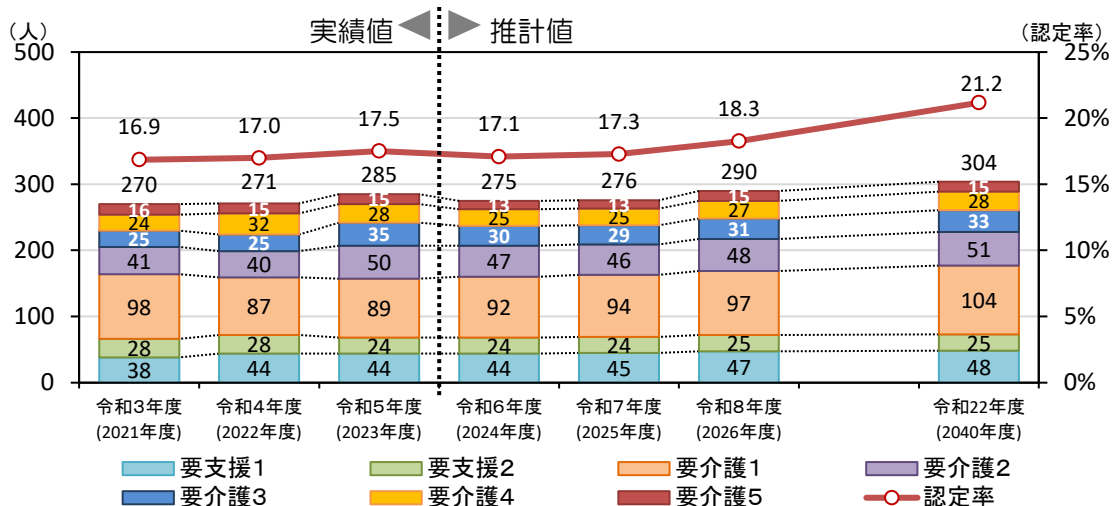
※推計値：第1号被保険者、第2号被保険者ともにコーホート変化率法による推計値

2 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は今後も増加が見込まれ、令和8年度は290人となる見込みです。その後も要介護認定者数はゆるやかに増加を続け、令和22年度は304人になると見込んでいます。

また、高齢化の進展に伴って要介護認定率も上昇し、令和8年度は18.3%、令和22年度は21.2%になると予想されます。

■要介護認定者数の推計



※実績値：介護保険事業状況報告（令和4年度まで／各年9月末現在、令和5年度／8月末現在）

※推計値：男女年齢5歳階級ごとの認定率実績をもとに推計

● 介護保険事業の制度改正について

1 介護報酬の改定

今回の制度改正では、第1号被保険者の保険料負担率（23.0%）の見直しは行われませんが、介護報酬の引き上げ（+1.59%）が予定されています。

このうち、0.98%が介護職員の処遇改善部分に充てられ、残り0.61%が実質的なサービスの改定となっており、居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションは令和6年6月に改定が施行され、他のサービスは令和6年4月に施行されます。また、この改定により特定入所者介護サービス費等給付額及び高額介護サービス費等給付額にも影響があります。

2 保険料段階及び基準所得金額等の変更

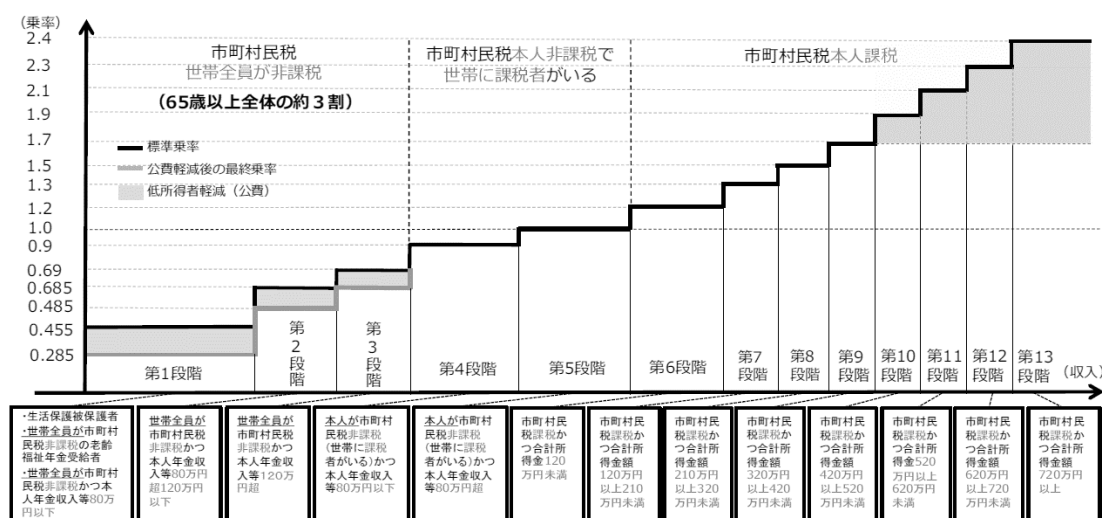
今後の介護給付費の増加を見据え、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、標準段階9段階から13段階への多段階化が実施されます。

この見直しにより高所得者の標準乗率（保険料基準額に対する各段階別保険料の割合）の引き上げ、低所得者の標準乗率の引き下げが行われ、第1号被保険者間での所得再分配機能が強化されます。併せて、第1段階から第3段階の低所得者層に対しては公費による軽減強化も実施されます。

本町では第8期計画期間において、国の標準9段階に独自基準の3段階を加え、合計12段階で介護保険料を算定してきました。

今回の改定により国の標準13段階に合わせた多段階化を行うとともに、従来の独自基準の最高段階となる合計所得が1,000万円以上の方を対象とした保険料段階を独自に設定し、合計14段階で介護保険料を算定することとします。

■ 保険料標準段階の多段階化について（国の標準13段階）



● 所得段階別保険料の見込み

第9期計画期間の所得段階別の負担割合及び介護保険料を以下のとおり設定します。

保険料段階	対象者の要件	基準額に対する割合	介護保険料	
			年額	月額
第1段階	○生活保護受給者の方。 ○世帯全員が町民税非課税の老齢年金受給の方。 ○世帯全員が町民税非課税かつ、本人の年金収入等80万円以下の方。	0.285 (0.455)	21,800円 (34,900円)	1,820円 (2,910円)
第2段階	○世帯全員が町民税非課税かつ、本人の年金収入等が80万円を超え120万円以下の方。	0.485 (0.685)	37,200円 (52,500円)	3,100円 (4,380円)
第3段階	○世帯全員が町民税非課税かつ、本人の年金収入が120万円を超える方	0.685 (0.690)	52,600円 (53,000円)	4,380円 (4,420円)
第4段階	○本人は町民税非課税で世帯の誰かに町民税が課税されておりかつ、本人の年金収入等が80万円以下の方。	0.900	69,100円	5,760円
第5段階 (基準段階)	○本人は町民税非課税で世帯の誰かに町民税が課税されておりかつ、本人の年金収入等が80万円を超える方。	1.000	76,800円	6,400円
第6段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が120万円未満の方。	1.200	92,100円	7,680円
第7段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方。	1.300	99,800円	8,320円
第8段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方。	1.500	115,200円	9,600円
第9段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方。	1.700	130,500円	10,880円
第10段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方。	1.900	145,900円	12,160円
第11段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方。	2.100	161,200円	13,440円
第12段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方。	2.300	176,600円	14,720円
第13段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の方。	2.400	184,300円	15,360円
第14段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.500	192,000円	16,000円

※今期の計画期間中の介護保険料は、第8期から引き続き公費負担による低所得者保険料の軽減が予定されています。第1段階から第3段階における介護保険料の基準額に対する割合及び介護保険料欄の数値は、令和6年度より実施される予定の軽減後の値となっており、カッコ内の数値は軽減前の割合及び介護保険料です。なお、公費負担による軽減の財源は、国 1/2、道 1/4、町 1/4 となっています。

第9期
鹿追町高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画

令和6年3月発行

発行 鹿追町

編集 鹿追町保健福祉課

〒081-0222 北海道河東郡鹿追町東町4丁目2番地1
(鹿追町トリムセンター内)

TEL 0156-66-1311 FAX 0156-66-1818

fukushi@town.shikaoi.lg.jp